

環境省と気象庁より、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、新たに、令和2年7月1日～同年10月28日に関東甲信地方の1都8県で「熱中症警戒アラート(試行)」の発表を、関東甲信地方において実施いたしますので、お知らせします。

事務連絡
令和2年6月24日

関係各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
関係各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く関係各國公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた関係各地方公共団体の学校設置会社担当課
関係各國公私立高等専門学校担当課
関係各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く関係各國立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

熱中症警戒アラート（試行）の先行実施の詳細について

熱中症事故の防止については、令和2年5月27月付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び初等中等教育局教育課程課長通知「熱中症事故の防止について（依頼）」により通知したところですが、この度、別添のとおり熱中症警戒アラート（試行）の先行実施について気象庁及び環境省から熱中症警戒アラート（試行）の先行実施の詳細が発表されたことを踏まえ、下記の点について併せてお知らせしますので、適切にご対応いただきますようお願ひいたします。

関係各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、関係各都道府県私立学校主管課におかれでは、所轄の学校法人及び学校に対し、関係各國公立大学担当課におかれでは、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた関係各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれでは、所管の関東甲信地方都県（茨

城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県）に所在する専修学校に対し、関係各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

○ 熱中症警戒アラート（試行）の先行実施について

本年7月1日より10月28日まで、関東甲信地方都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県）に限り、環境省、気象庁共同の情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」が先行実施されます。

従来、気温を基準として情報提供されていた高温注意情報を「暑さ指数（WBGT）」を用いた基準に置き換える取組です。

基準の変更の他、発表頻度等も変更し、熱中症対策における具体的な対策行動についてもお知らせすることで、熱中症の危険性が極めて高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促すことを目的としたものです。

アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される前日あるいは当日に、対象都県に対して発表されます。

該当地域におかれては、「熱中症警戒アラート（試行）」受信後、学校等に速やかに情報展開いただき、各学校における適切な対応（児童生徒等を涼しい屋内に誘導する、空調が設置されていない屋内及び屋外での運動や校外活動等の中止・延期等を検討する、必要に応じて臨時休業の設定等の柔軟な対応を行う等）を促していただくようお願いいたします。

※詳細は、別添資料を参照願います。

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111（内線2966）
E-mail：anzen@mext.go.jp

「熱中症警戒アラート（試行）」の先行実施について

令和2年6月16日（火）

＜気象庁同時発表＞

環境省と気象庁は、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、新たに、令和2年7月1日～同年10月28日に関東甲信地方の1都8県で「熱中症警戒アラート（試行）」の発表を、関東甲信地方において実施いたしますのでお知らせします。

1. 背景

近年、熱中症搬送者数が著しい増加傾向にあり、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

これまで、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数（WBGT）等によって国民に注意を呼びかけていますが、熱中症による死者数や救急搬送者数は引き続き多い状態が続いていることから、どのように情報を発信し、国民の効果的な予防対応行動に繋げるかが課題となっています。

そこで、環境省と気象庁が連携して、有識者による「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」を設け、その具体的な方法について検討を行ってまいりました。

2. 「熱中症警戒アラート（試行）」について

これまでの検討を踏まえ、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁で新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供を開始することとしました。

今年度は、令和2年7月1日～同年10月28日に関東甲信地方の1都8県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）で、先行的に「熱中症警戒アラート（試行）」（以下、アラート）を実施します。

さらに、今秋以降に有識者検討会において今夏の検証を行い、その結果を踏まえ令和3年度からは全国で、高温注意情報に代わる新たな情報発信として、本格運用する予定です。

3. 「熱中症警戒アラート（試行）」の発表時の対応について

アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される前日あるいは当日に、対象都県に対して発表されます。発表された際には、日頃から実施している熱中症予防対策の普段以上の徹底をお願いいたします。

4. スケジュール

令和2年7月1日～同年10月28日 「熱中症警戒アラート（試行）」の先行実施

令和2年秋～ 「熱中症警戒アラート（試行）」の検証

令和3年夏～ 全国で本格実施予定

【添付資料】

資料1 熱中症予防のための新たな情報発信「熱中症警戒アラート（試行）」について

資料2 「熱中症警戒アラート（試行）」発表時の予防行動

参考資料 「熱中症警戒アラート（試行）」の運用指針

環境省大臣官房

環境保健部環境安全課

代 表 03-3581-3351

直 通 03-5521-8261

課 長 太田志津子（内 6350）

課長補佐 福嶋 慶三（内 6359）

主 査 石橋 七生（内 6365）

水・大気環境局

大気環境課大気生活環境室

直 通 03-5521-8300

室 長 東 利博（内 6540）

室長補佐 石関 延之（内 6541）

係 員 永田 佳之（内 6578）

熱中症予防のための新たな情報発信「熱中症警戒アラート（試行）」について

令和2年夏（7月1日～10月28日）に関東甲信地方において先行的に実施

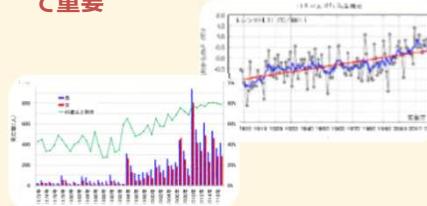

×


熱中症警戒アラート（試行）

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 背景

- 熱中症による死亡者数・救急搬送者数は増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要



3. 発表の基準

- 都県内のどこかの地点で暑さ指数（WBGT）が33℃を超える場合に発表



2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との相関が高い暑さ指数（WBGT）を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数（WBGT）とは、
人間の熱バランスに影響の大きい
気温 湿度 辐射熱
1 : 7 : 2
の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の
熱中症予防情報サイト参照



4. 発表の地域単位・タイミング

<地域単位>

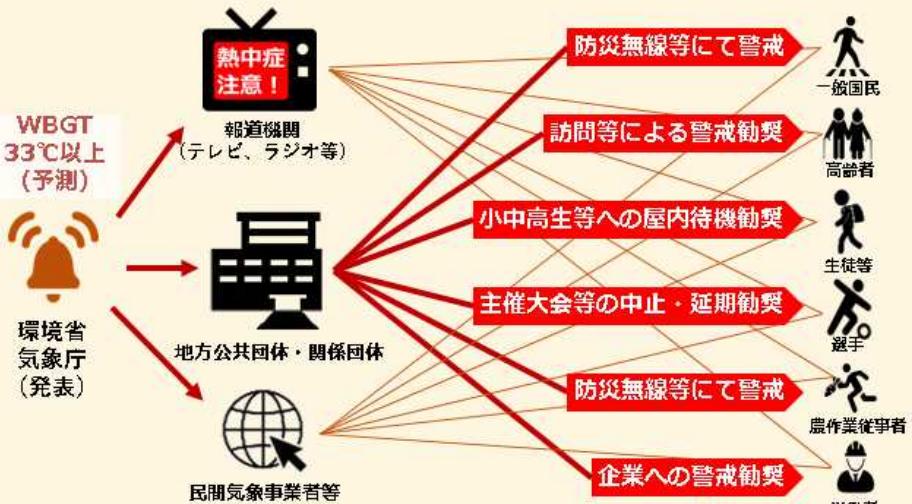
- 都県単位で発表
- 該当都県内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供



<タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

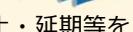
5. 情報の伝達方法（イメージ）



6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。

- （例）
- 普段以上に屋内の気温・湿度、あるいは暑さ指数（WBGT）を確認し、エアコン等を適切に使用する。
 - 不要・不急の外出を避け、涼しい屋内で過ごすようにする。
 - 高齢者、障害者、子供等に対しては周囲の方々から特に声をかける。
 - 空調機器が設置されていない屋内及び屋外での運動や活動等の中止・延期等を検討する



7. 令和2年度夏の先行的実施と検証について

- 令和2年度夏（7月1日～10月28日）に、**関東甲信地方**（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）において**先行的に実施**
- 先行的実施の際は、関東甲信地方は現在の高温注意情報の発表基準を暑さ指数に換え、熱中症警戒アラート（試行）として発表
- 関東甲信地方以外は例年通り気温を基準とした高温注意情報を発表
- 先行的実施を踏まえ、今秋以降に本格実施に向けて**検証し、課題を改善**
- 令和3年度から全国で**本格実施**予定

関東甲信地方※のみなさまへ



熱中症警戒アラート

(試行) 環境省
気象庁
令和2年6月

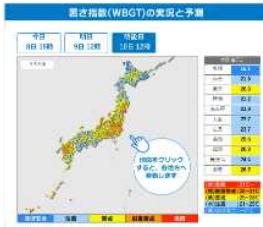
発表時の予防行動

※一都八県（東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨・長野）

熱中症警戒アラートは、暑さへの「気づき」を呼びかけて予防行動をとっていただくための情報です。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、その前日夕方または当日早朝に発表されますので、以下のような予防行動を積極的にとりましょう。

1. 気温・湿度・暑さ指数を確認しましょう

- 身の回りの気温・湿度・暑さ指数（WBGT）を測定する
- 環境省や気象庁のホームページでも確認できる



2. 熱中症リスクの高い方に声かけをしましょう

- 熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者の方々は十分に注意を
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをする



3. 外での運動や活動は中止／延期しましょう

- 不要・不急の外出はできるだけ避ける
- エアコン等が設置されていない屋内外での運動や活動等は、原則、中止や延期をする



4. 「熱中症予防行動」を普段以上に実践しましょう

- 環境省・厚生労働省から示している、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントを心掛ける
 - 暑さを避けましょう
 - 適宜マスクをはずしましょう
 - こまめに水分補給しましょう

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf

**令和2年度の
熱中症予防行動**

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避け等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

| | |
|--|---|
| 1 暑さを避けましょう <ul style="list-style-type: none"> エアコンを利用する等、部屋の温度を調整 感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整 暑い日や時間帯は無理をしない 涼しい服装にする 急に暑くなったり日等は特に注意する | 3 こまめに水分補給しましょう <ul style="list-style-type: none"> のどが渇く前に水分補給 1日あたり1.2リットルを目安に 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに |
| 2 適宜マスクをはずしましょう <ul style="list-style-type: none"> 距離を十分にとる | 4 日頃から健康管理をしましょう <ul style="list-style-type: none"> 日頃から体温測定、健康チェック 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養 |
| 5 暑さに備えた体作りをしましょう <ul style="list-style-type: none"> 暑くなり始める時期から適度に運動を 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で 「やや暑い気配」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度 | |

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/0000164703_00001.html

熱中症に関する詳しい情報：
<https://www.wbgt.env.go.jp/>



令和 2 年 6 月 16 日

環 境 省

気 象 庁

熱中症警戒アラート（試行）の運用指針

環境省・気象庁が提供する、極めて高い暑熱環境が予測される際に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報。

1. 発表対象地域

- ・関東甲信地方 1 都 8 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）

2. 発表期間

- ・令和 2 年 6 月 30 日（火）17 時から 10 月 28 日（水）5 時発表分まで。（発表対象は令和 2 年 7 月 1 日（水）から 10 月 28 日（水）まで。）

3. 発表方法・地域単位・基準

- ・令和 2 年度夏においては、高温注意情報の発表基準をこれまでの気温から暑さ指数に換え、「熱中症警戒アラート（試行）」（以下、アラート）として先行的に情報発表を行う*。
- ・発表単位は都県単位とする。
- ・各都県内の暑さ指数予測地点のいずれかにおいて、翌日の日最高暑さ指数を 33°C 以上と予想した日（前日）の 17 時頃に「第 1 号」を発表し、当日 5 時頃に「第 2 号」を発表する。なお、前日 17 時頃に発表した都県については、当日の予測が 33°C 未満に低下した場合においても、アラートを維持し、当日 5 時頃に「第 2 号」を発表する。
- ・当日の予想から日最高暑さ指数を 33°C 以上と予測した都県については、当日 5 時頃に「第 1 号」を発表する。

*令和 3 年度からは高温注意情報に代えて新たな情報として全国で発表する予定

4. 発表内容

- ・アラートでは、次の内容を発表する（具体例については別添参照）。
- 対象都県の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ
- 対象都県内の観測地点毎の日最高暑さ指数（WBGT）
- 暑さ指数（WBGT）の目安
- 都県内の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測値（5時発表情報のみ付記）
- 热中症予防において特に気をつけていただきたいこと

5. 伝達方法

- ・アラートは、気象庁の防災情報提供システムを通じて地方公共団体や報道機関等に対して発表する。また、同時に気象庁のウェブサイト及び環境省熱中症予防情報サイトに掲載する。

熱中症警戒アラート（試行）の発表例（※対象日の5時発表の場合）

○○（都県名）高温注意情報（暑さ指数）第○号

令和2年○月○日○時○分 環境省・気象庁発表

○○（都県名）では、今日（○日）は、熱中症の危険性が極めて高い気象状況になることが予想されます。

外出はなるべく避け、室内をエアコン等で涼しい環境にして過ごしてください。

また、特別の場合*以外は、運動は行わないようにしてください。

身近な場所での暑さ指数*を確認していただき、熱中症予防のための行動をとってください。

*特別の場合とは、医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のことです。

[今日（○日）予想される日最高暑さ指数（W B G T）]

（都県内の各観測地点の日最高暑さ指数の予測値を列記）

全国の代表地点（840地点）の暑さ指数は、熱中症予防情報サイト（環境省）にて確認できます。

個々の地点の暑さ指数は、環境によって大きく異なりますので、独自に測定していただくことをお勧めします。

暑さ指数（W B G T：Wet Bulb Globe Temperature）は気温、湿度、日射量などから推定する熱中症予防の指標です。

[暑さ指数（W B G T）の目安]

31以上 : 危険

28～31 : 厳重警戒

25～28 : 警戒

25未満 : 注意

[今日日の予想最高気温（前日の最高気温）]

（5時発表情報のみ、都県内の各観測地点の今日の最高気温の予測値及び前日の最高気温観測値を列記）

<特に気をつけていただきたいこと>

・高齢者は、温度、湿度に対する感覚が弱くなるために、室内でも夜間でも熱中症になることがあります。

・小児は、体温調節機能が十分発達していないために、特に注意が必要です。

・晴れた日は、地面に近いほど気温が高くなるため、車いすの方、幼児等は、より暑い環境になります。

この情報は令和3年度からの全国展開を予定している「熱中症警戒アラート（試行）」に相当する情報です。